

# 3

## 第3章 活用計画

---

## 1. 公開・活用の基本方針

### (1) 基本方針

市政会館及び日比谷公会堂の適切な保存を図りながら、文化財建造物としての価値を広く理解してもらい、継続して活用を図るために、基本方針を下記の通り定める。

#### 共通の方針

日比谷公園の一角に建つ市政会館及び日比谷公会堂の建築としての価値を継承し、魅力を発信する

- ・東京を代表する近代建築として、また日比谷のランドマークとして保存・継承していく。
- ・アーカイブ機能の充実を図り、それらの情報を効果的に利用し、建物の魅力を発信する。
- ・建物ガイドツアーを行い、歴史への理解を深めてもらう。

地域や周辺施設等とネットワークを形成しながら、人々がつながり、新たな文化や芸術を発信する場とする。

- ・「公園に建つ公会堂」としての意味を再認識し、人々が集まることで対面でのコミュニケーションの大切さを改めて実感できる場とする。
- ・地域や日比谷公園と連携した企画づくり、空間づくりにより賑わいの相乗効果や新たな交流を生み出す。
- ・学校教育と連携した活用等、多様な主体との連携を図る。
- ・情報発信を積極的に行い、利用者の活発なコミュニケーションの形成を図る。
- ・社会参加や教育等、近代日本における自治の考えの端緒となった理念の継承・普及を行う。

#### 市政会館の方針

- ・都市自治及び市民生活の発展向上に寄与するため、建設当初から引き続き、市政会館を都市問題に関する自主独立した調査研究の拠点とするとともに、財団活動の財源基盤としてのオフィスビル運営を継続していく。
- ・研究活動と連携しながら機関誌「都市問題」の発行や調査研究報告書等の刊行事業を行っていく。
- ・市政会館の見学会、展示ギャラリー貸し出し等を通し、市政会館の歴史や建築的価値と魅力を周知し、理解を深めてもらう。
- ・市政専門図書館は、明治期から現在までの都市問題、地方自治等に関する蔵書・資料の充実に努め、利便性の高い閲覧やレファレンスサービスを行うとともに、貴重書などのデジタルアーカイブ化を推進することによって、専門図書館としての魅力をさらに高めていく。
- ・都市問題や都市政策を調査研究する研究機関として、都市問題公開講座やシンポジウムの開催、刊行事業の実施を通して自治体と研究者の交流の場を提供するとともに、都市問題や地方自治に関する課題解決に資する研究所の活動拠点としていく。

## 日比谷公会堂の方針

- ・音楽の拠点や歴史に残る出来事の間となってきた歴史を踏まえ、今後も多様な市民文化・芸能の発信、交流を育む質の高い多目的ホールとして多彩な催事に使用する。
- ・日比谷公会堂の玄関ホールや広間等は、歴史的な意匠を生かし、品格の高い空間として、ユニークベニュー等多様な利用を促進していく。
- ・フリースペースを確保するなど、誰もが気軽に利用できる開かれた施設を目指す。
- ・保存されている催事資料等を活用し、今後も東京都の芸術文化や歴史を発信し続ける場としていく。
- ・バリアフリー化を充実し、利用する人にやさしいアクセシビリティな空間とする。

## 2. 活用計画

### (1) 活用における主な課題

#### ①防災上の課題と対応方針（第5章参照）

- ・ 耐震対策  
平成 23（2011）年度に行った耐震診断の結果、現行耐震性能確保の必要性が確認されたため、補強が必要である。
- ・ 建築基準法関連法令の不適合箇所の改善  
現行法令に不適合な箇所が存在する。既存不適格事項については、今後、建築審査会の同意を得て建築基準法3条の適用等により解消していく予定である。
- ・ 消防法令8区画  
市政会館と日比谷公会堂は消防法上の用途を分けるために、市政会館と公会堂を開口部が無い耐火構造の壁・床で区画している。公会堂の新たな利用区分に応じた区画に変更する際、区画に不適合箇所がある場合は消防署と協議の上補修を行う。また、これまで共同で使用していた機械設備室を市政会館専用とし、日比谷公会堂用に新たに機械設備室を設ける。
- ・ 防災対策  
災害時の避難経路の確保や防火防犯設備の更新・新設等、防災計画の見直し、策定が必要である。

#### ②市政会館の活用における主な課題

- ・ テナントの継続的な確保  
市政会館は財団の存立目的である公益事業を支える収益事業の収入基盤となるオフィス賃貸業のための事業用資産であり、その公益事業の持続可能性の観点からもテナントを継続的に確保していくことが必要不可欠である。
- ・ 設備水準の維持向上  
賃貸用オフィスとして必要とされる設備の水準の維持向上を図り、快適な執務環境を提供することが求められる。

- ・ 建物の保全とオフィスビルのリノベーションの両立

現在残っている意匠・設備の保全に努めるだけでなく、テナント更新時の内装工事に工夫をするなどにより、オフィスビルとしてのリノベーションとの両立を図り、文化財建造物保全の努力を続けていく必要がある。

- ・ 計画的な改修

改修に当たっては、財団の財政基盤が限られているため、計画的に行っていく必要がある。

### ③日比谷公会堂の活用における主な課題

#### <内装外装の改善>

経年劣化により更新の時期に来ている内装外装、設備類の改善。(ホール座席、トイレ等衛生設備、バックヤード内装、外壁タイルピンニング(出入口上部落下防止ネットの撤去含む)等)設備機器や配管等がホワイエ内部に露出し、美観に影響を与えている。

後設間仕切り壁や設備等が支障となり、ホワイエやホールなど、格式の高い空間を活かし切れていないため、その文化財的価値が広く理解できるよう、工夫しながら機能を改善する。

#### <機能の改善>

- ・ ホールの客席における各種見直し(関連法規:東京都安全条例、消防法等)

客席数は「大ホール」としての規模を確保できる範囲内で見直しを行う。前提として安全条例、消防法等の各種法令に適合させる。また、快適性を考慮した客席寸法の確保、かつ、バリアフリーに対応する必要がある。

- ・ 法令に適合したトイレの設置(関連法規:興行場法)

現在、中間階に設置されているトイレは、建築基準法上の課題があり存置が困難で、新たにトイレの配置を検討する必要がある。なお、興行場法においては、公会堂の観覧場面積を踏まえると、必要なトイレ個数は50基以上と算定される。また、原則的には主階(公会堂の場合は2階)への設置とされ、特例的に直上、直下階への設置が認められる。

- ・ バリアフリー法への対応(関連法規:バリアフリー法)

#### ア バリアフリー設備の不足

現況では多目的トイレが1箇所のみ設置されているが、現在一般的に求められる多機能トイレ、子育て支援設備、各トイレでのハンディキャップ対応等、バリアフリー対応設備を充実させる必要がある。

#### イ バリアフリー動線の確保

現況では2階までのエレベーターしか無いが、車いす利用のみならず様々なハンディキャップ対応として各階に通ずるエレベーターを設置する必要がある。ホール近くに設置する場合は、振動や騒音に配慮した計画とする。

- ・ バックステージスペースの不足

#### ア リハーサル室

現況ではリハーサル室が設置されていないが、コンサート利用者への利便性を高め、多目的な催事利用を目指すために、舞台広さと同規模の広さのリハーサル室を設置する必要がある。

## イ 楽屋

現況の楽屋は狭隘かつ舞台までの安全な移動動線が確保されていない。演者の使い易さに配慮し、必要な室数、設備を整備する必要がある。また、楽屋から舞台への演者動線は、観客動線と分離する必要がある。

## ウ 搬出入動線

現況では演者側の搬出入動線は屋外の急峻な階段のみで、安全性や利便性に大きな課題がある。重量のある機材等の搬出入のためにも、大型搬入用エレベーターが必要である。

### (2) 活用のために必要な主な機能

#### 市政会館

- ・ 研究所機能（研究活動、刊行事業）
- ・ オフィスビル機能（資産価値の維持）
- ・ 図書館機能（利便性の高い図書館サービス、デジタルアーカイブ化の推進、情報の発信）
- ・ 展示機能（ギャラリー貸出、図面等の展示）
- ・ 公開活用機能（建物見学会、シンポジウムの開催等）
- ・ 建物管理機能（文化財建造物の維持保全）
- ・ その他機能

#### 日比谷公会堂

- ・ 多目的ホール機能（多彩な催事に対応できるホール、バックスペース）
- ・ 展示機能（催事資料等の展示）
- ・ アーカイブ機能（資料管理、情報発信）
- ・ 交流機能（誰もが利用できるフリースペース）
- ・ 休憩機能（カフェコーナー、売店、レストラン等）
- ・ 公開活用機能（建物見学ツアー、バックステージツアー、劇場事務所等）
- ・ 防災機能（一時滞在施設）
- ・ 建物管理機能（文化財建造物の維持保全）
- ・ その他機能

(3) 関係法令等

表3-1 関係法令等一覧

項目	関係基準・目標値	根拠	箇所
建築基準法	既存不適格箇所の適合 建築基準法第3条第1項第3号により、建築審査会の同意を得た場合は、文化財指定範囲が適用除外となる。	3条	市政会館 日比谷公会堂
消防法	令8区画 防火対象物が開口部のない耐火構造の床または壁で区画されているときは、その区画された部分は、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。	令8条	市政会館と日比谷公会堂の境界部分
	用途毎に設置が義務付けられている必要な設備を設置する 施行令別表1 複合(16)口、(15)事業場、文化財(17)	令1条の2	市政会館 日比谷公会堂
ビル管理法	建築物環境衛生管理基準に則った①空気環境の調整、②給水及び排水の管理等 特定建築物：オフィスビル（市政会館）、劇場（日比谷公会堂）		市政会館 日比谷公会堂
バリアフリー法	文化財保護法その他の法令又は条例の規定があるものについては、適合させることが困難として対象から除かれている。 →可能な範囲で整備を行う	施行規則2条1項	市政会館 日比谷公会堂
省エネ法	2,000平方メートル以上の非住宅建築物の新築・増改築の際には、省エネ基準への適合性判定を受ける義務がある		市政会館 日比谷公会堂
興行場法	機械換気設備(6条)、照明設備(7条)、便所(9条)、空調設備(12条)		日比谷公会堂
都市公園法	増築の場合適用される		市政会館 日比谷公会堂
都市計画法	市政会館及び日比谷公会堂の位置する日比谷公園は、第一種住居地域に該当する。		市政会館 日比谷公会堂
東京都文化財保護条例	東京都指定有形文化財(建造物)である市政会館及び日比谷公会堂には東京都文化財保護条例が適用される。現状変更や修理に当たっては各種届出を行う。		市政会館 日比谷公会堂
図書館法	市政専門図書館：私立図書館に該当		市政会館
食品衛生法	飲食を提供する場合には、食品衛生法を参照し遵守する。また保健所の指導を受ける。		日比谷公会堂
有害物質等	アスベスト、PCB、フロン類の除去		市政会館 日比谷公会堂
東京都建築安全条例	公会堂(出入口、階段、避難経路等)	41~51条他	日比谷公会堂
東京都火災予防条例	劇場の客席(座席、手摺、通路幅)	48条	日比谷公会堂
東京都景観条例	特に景観上重要な歴史的建造物等：周辺100mの範囲内で建築行為等を行う場合は、歴史的景観への配慮が必要		市政会館 日比谷公会堂
千代田区景観まちづくり条例	千代田区景観まちづくり重要物件 改変については届出が必要		市政会館 日比谷公会堂
東京都駐車場条例	市政会館(19台、荷さばき用駐車場2台、身障者用1台) 公会堂(荷さばき用駐車場2台、身障者用1台)→日比谷駐車場を利用		市政会館 日比谷公会堂

## (4) 施設整備計画

## ① 整備内容

施設の保存に努め、保存に影響のない範囲で利活用を行っていく。内容についてはその都度東京都教育庁や文化庁等と協議しながら検討していくものとする。各機能ごとに整備が必要であると予想される時期を、**短期**（約5年前後）、**中期**（約10年前後）、**長期**（30年以上）の3段階に区分し示す。

表3-2 市政会館の整備内容

機能・項目		現状	主な整備内容例	時期
建物管理機能	耐震診断	現行耐震性能確保の必要性	耐震改修を行う	短期
	建築基準法	既存不適格有	不適格箇所適合または性能を担保する	短期
		定期検査・報告の実施	10年毎の外壁検査実施等	中期
	防災設備	消防法に定められた設備を設置済み	定期的に機器類の更新・改修を行う。	中期
	バリアフリー対応	EV3基、スロープ、多目的トイレ（1階）設置済み	定期的に点検を行い、機器類の更新・改修を行う。	中期
	設備関係	平成16年に大規模改修	設備水準の維持向上（防災・電気・給排水衛生・空調等）	中期
		設備機械室を公会堂と共用	設備機械室の改修 ※旧公会堂設備スペースの活用方法検討	短期
		機械警備、警備員による24h警備を行っている	警備室の移動	中期
研究所機能	研究室	共同研究・個人研究 公開講座、シンポジウム開催	機能の充実	短期
	編集室	図書の刊行	販売チャンネル拡大	中期
オフィスビル機能	テナント	平成16年に大規模改修	テナントの執務環境の向上	中期
	共用部	平成16年に大規模改修	共有スペース、エントランス空間の改善	短期
図書館機能	図書閲覧	平成20年に大規模改修	レファレンス機能、デジタルアーカイブの充実	短期
	収蔵庫	中2階増築	収蔵庫（増築部）の改修	長期
展示機能	利便性向上	平成16年に大規模改修	ギャラリースペースの改修	中期
活用支援機能	建物見学	定期見学会の実施	解説サインの製作	短期
その他機能	BCP（事業継続計画）	備品倉庫（設置済）、小型非常用発電機	非常用発電機の設置	中期

表 3-3 日比谷公会堂の整備内容

機能・項目	現状	主な整備内容例	時期	
公会堂管理 機能	耐震診断	現行耐震性能確保の必要性	耐震改修	短期
	建築基準法	既存不適格有	不適格箇所の適合または性能を担保する	短期
	防災施設	消防法に定められた設備を設置済み	定期的に機器類の更新・改修を行う	短期
	バリアフリー	EV1基（1～2階）	E Vによる移動円滑化(1～4階) バリアフリー動線の確保	短期
	温暖化対策	現状は単板ガラス 断熱対策は特に取られていない	Low-e 複層ガラスの採用による断熱効果の向上 断熱効果のある屋根材等の採用	短期
	避難経路の確保	複雑な避難経路となっている	明解な避難経路計画	短期
	設備関係	更新時期に来ている	設備水準の維持向上（電気・給排水衛生・空調等）	短期
		市公会館と共同の設備機械室	公会堂専用設備機械室の増設	短期
管理事務所	1階ホワイエ内に拡張	管理事務所スペースの移設	短期	
多目的ホール 機能	客席の更新	ホールの収容人数：2085人 椅子劣化、座席規模狭小	ホールの収容人数：1100～1300人 客席環境の改善	短期
	トイレの改善	狭小、設備類の劣化、中間階は 堅穴区画内に出入口（法不適合）	環境改善、機能向上 中間階トイレを撤去し、個数50以上 確保（興行場法）	短期
	バリアフリー	客席：1階席後方に車椅子スペース トイレ：多目的トイレ1カ所	客席：車椅子スペースの拡充 ユニバーサルデザイン対応トイレの増設	短期
	音響の改善	残響時間が短い（クラシックには短く、講演や邦楽、拡声設備 催事には適する）	内装改修、音響設備（PA）スペースの 追加等	短期
	設備関係	中継設備等の劣化	設備の更新、情報通信基盤の整備	短期
	バックヤード	経年による老朽化、スペースが 不十分、搬入は階段のみ	リハーサル室、楽屋、搬入動線の確保、 演者用トイレ等の充実	短期
	共有スペース	経年による老朽化	ホワイエ・エントランス空間の改善	短期
	利便性向上	救護室あり	救護室、親子室の増設	短期
新たに加える 機能	活用支援機能	無し	建物見学会の定期開催（サイン設置）	短期
	アーカイブ機能	無し	学芸員執務スペース、収集スペースを 設置	短期
	展示機能	無し	資料展示スペースを設置	短期
	交流機能	無し	フリースペース（公園利用者が使用で きるスペースの確保）を設置	短期
	休憩機能	ホワイエに売店（撤去）	カフェ・レストランの新設	短期
	防災機能	災害時に一時滞在施設として帰 宅困難者に開放	一時滞在施設（滞留スペースの確保、 備蓄倉庫の設置）	短期

## ② 整備目標

<日比谷公会堂ホールの使い方について>

### 基本的な考え方

日比谷公会堂の歴史的価値を顕在化させるとともに、施設の特徴やこれまでの利用実績を踏まえ、日比谷公会堂の歴史と歴史上の舞台となった空間、立地を生かして差別化を図り、質の高い多目的ホールとして多彩な催事に使用する。

#### ・歴史

- ・戦前から多目的に使用され、広く国民に知られた出来事の現場となった場所である。
- ・昭和40年代までクラシックコンサートの中心的存在であった。
- ・文化財建造物であり、格式高い空間を備えている。

#### ・立地

- ・日比谷公園の公園施設であり、日比谷公会堂に面して広場が設けられている。
- ・周辺は官公庁や企業が集中するオフィス街で、公共交通機関が充実している。
- ・専門性や機能性の高いホールが近隣に多く存在している。

#### ・施設

- ・高機能化するには、既存建物のため物理的に制約がある。
- ・残響時間が約1秒で、クラシックに短く、講演や邦楽、拡声設備催事に適する。

#### ・利用実績（ニーズ）

- ・休館前のホール稼働率は7割以上であった。
- ・利用の半分以上は、式典や大会、講演会、講習会などであった。
- ・クラシックを含む幅広い音楽ジャンルで利用され、邦楽も創建時より継続している。
- ・教育関係では、入学・卒業式のほか、合唱コンクールや音楽鑑賞で利用されている。
- ・入場者数1,000人以上の催事が約7割、1,500人以上が約4割となっていた。

### 主な使い方

#### ・会議利用

当初より式典や大会、講演会等に使用され、近年は増加していたことや、立地上も会議やセミナー利用の需要が高いことから、中心的な用途とする。

#### ・音楽利用

クラシックコンサートの中心的存在であったことや当初より多様なジャンルの音楽演奏に利用されてきた歴史を踏まえ、引き続き音楽利用に対応していく。特にホールの特徴を生かすことができる、室内楽や軽音楽、邦楽を中心としていく。

#### ・その他

学校等と連携して教育の場として活用することや、ホワイエ等を多目的に利用したユニークベニュー、歴史や文化に触れるきっかけとなる日比谷公園と連携したイベント利用など、歴史的価値を生かした利用を進めていく。

客席数について

・客席数

現在は2,085席となっているが、既存建物の中で、座席幅や通路幅等の拡大など、客席環境の改善を図るとともに、バックステージ機能を充実することが必要である。

そこで、客席数は、多目的ホールとして多様な催事に対応していくため、多様な演目で利用が可能な1,000席以上とし、都内の劇場・ホールの客席数分布や日比谷公会堂の利用実績も踏まえて可能な限り上積みを目指す。

・その他

楽屋や楽屋用トイレ等の拡充やリハーサル室の新設のほか、舞台のある2階への搬入出用エレベーターの新設など、バックステージを充実していく。また、音響や照明、映像設備、Wi-Fi等の通信設備について機能拡充を図る。



図3-1 日比谷公会堂の催事の入場者数（平成20年4月～平成24年10月）

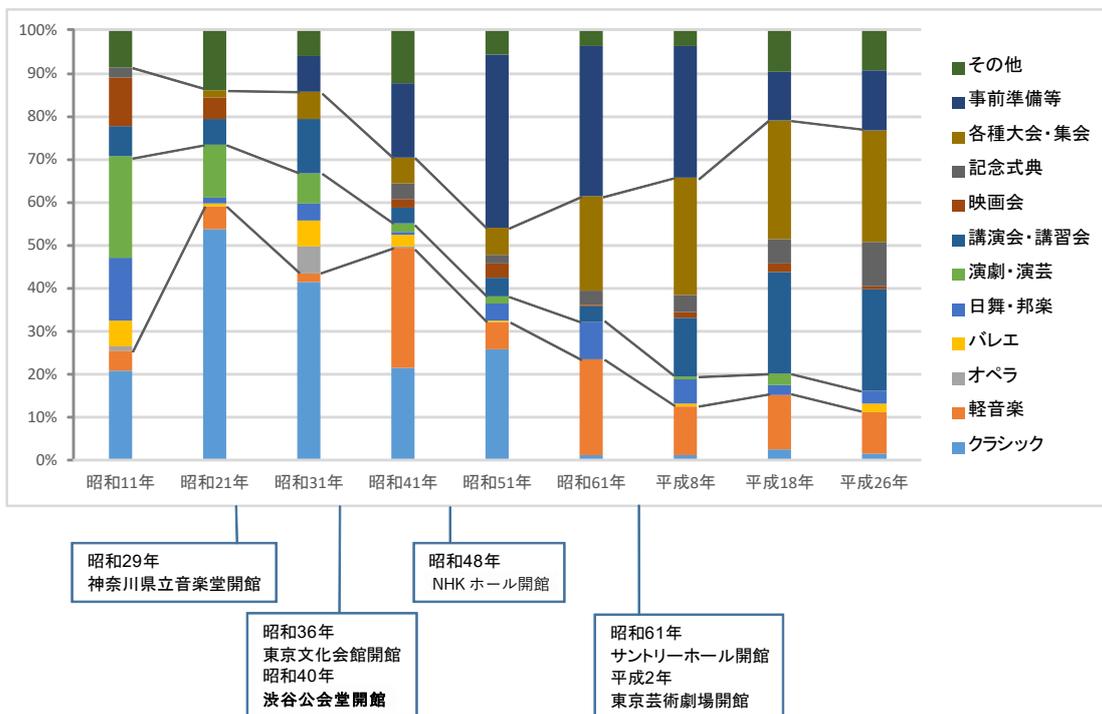


図3-2 日比谷公会堂の催事種類の推移（昭和11年～平成26年）

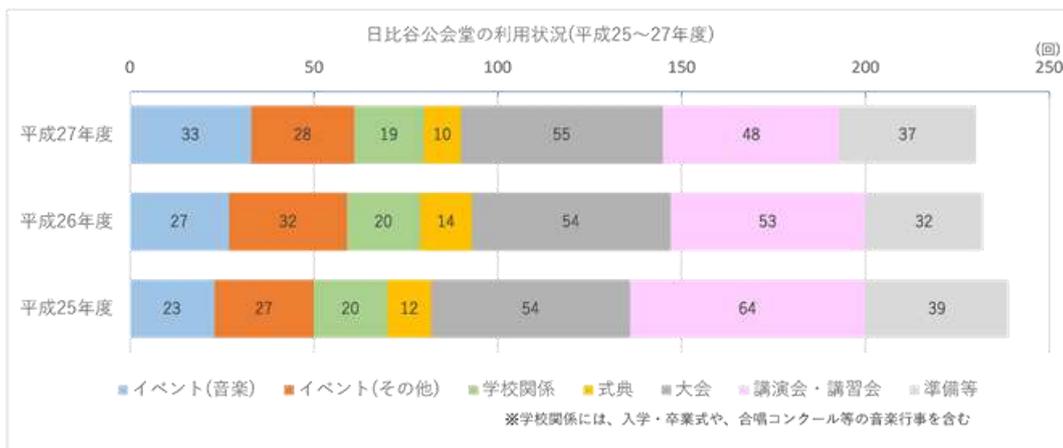


図 3-3 日比谷公会堂の利用状況 (平成 25～27 年度)

※1:『都内ホール・劇場等の調査委託』(東京都生活文化局、令和元年度)の結果をもとに作成。調査対象全1,244箇所のうち、客席数の記載のあった609箇所をもとに作成

※2:『平成30年度日比谷公会堂基本計画策定報告書』をもとに一部誤り等訂正した上で作成

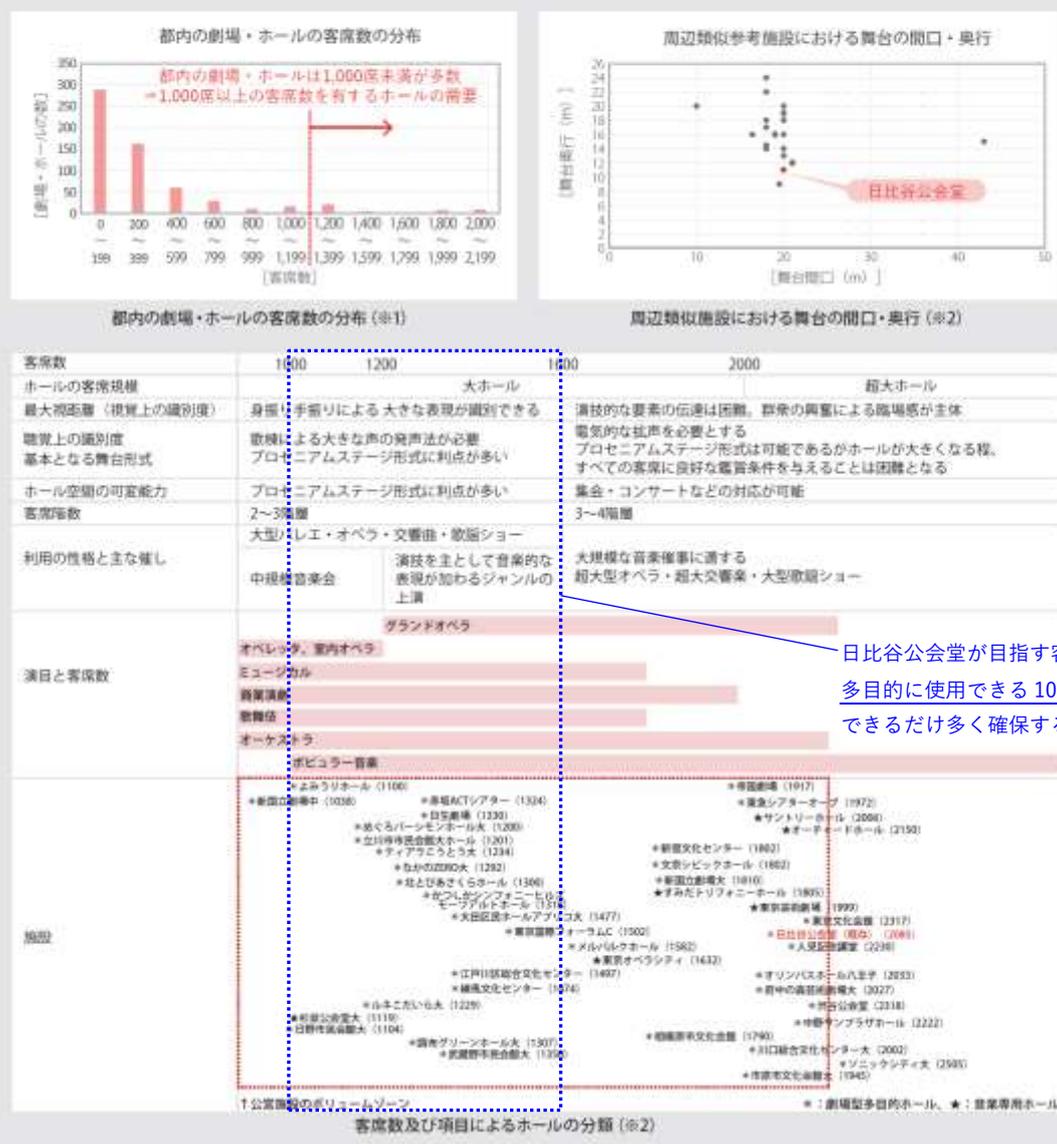


図 3-4 日比谷公会堂の目指すべきホールのあり方 (令和3年修正設計報告書(佐藤総合計画)に青字で加筆)

参考 日比谷公会堂周辺の主な劇場・ホール

	名称	演目・機能	収容数	開館
①	日比谷野外音楽堂	主演目：野外コンサート 機能：舞台、客席、上手楽屋、下手楽屋	3053席 車椅子15	大正12年
②	イイノホール	主演目：落語会、邦楽・クラシック演奏会、映画試写会、講演会、シンポジウム、式典等 機能：ホール、会議室、ルーフギャラリー、バーコーナー	500席	平成23年
③	千代田区立内幸町ホール	主演目：小演劇・コンサート・邦楽・寄席・舞踊・講演会、株主総会等 機能：ホール、親子室	188席	平成9年
④	日生劇場	主演目：オペラ、ミュージカル、演劇、その他 機能：ホール、カフェ×2、売店、レストラン	1330席	昭和38年
⑤	東京宝塚劇場	主演目：宝塚歌劇 機能：ホール、カフェ、売店、グッズショップ、チャイルドルーム	2069席	平成13年
⑥	帝国劇場	主演目：演劇、ミュージカル、その他 機能：ホール、売店、カフェ、ロッカーコーナー	1897席	昭和41年
⑦	東京国際フォーラム	主演目：コンサート、国際会議、展示会や見本市、発表会、パーティー等 機能：ホールA～E、会議室、ラウンジ、ショップ、レストラン	ホールA： 5012席	平成9年



図3-5 日比谷公会堂周辺の主な劇場・ホール

## 参考 東京都区部の主な劇場・ホール

	名称（所在地）	特徴	収容数	管理者	開館
①	東京文化会館 （台東区）	東京都が建設した本格的な音楽ホール。前川國男建築設計事務所設計	大：2,303 席 小：649 席	（公財）東京都歴史文化財団	1961 年
②	日本武道館 （千代田区）	第18回オリンピック東京大会で柔道競技場として使用（柿落し）山田守建築事務所設計	14,321～ 14,501 席	（公財）日本武道館	1964 年
③	国立劇場（千代田区）	大劇場と小劇場がある。 歌舞伎、雅楽、能楽、大衆芸能等、日本の伝統芸能専用の劇場	大：1,610 席 小：590 席	独立行政法人日本芸術文化振興会	1966 年
④	サントリーホール （港区）	コンサート専用ホールとしてサントリーグループが建設した。日本最初のヴィンヤード形式を採用	大：2,006 席 小：約 380 席	サントリーホールディングス株式会社	1986 年
⑤	東京芸術劇場 （豊島区）	東京都が芸術文化の振興とその国際的交流を図るため、芸術文化施設として建設	大：1,999 席 小1：～324 席 小2：～278 席	（公財）東京都歴史文化財団	1990 年
⑥	東京オペラシティ （新宿区）	コンサートホール、リサイタルホール、メディアアートミュージアム、オフィスからなる複合施設	コ：1,632 席 リ：265 席	東京オペラシティビル株式会社	1995 年
⑦	新国立劇場（渋谷区）	現代舞台芸術専用の劇場。オペラ劇場、中劇場、小劇場の3つの劇場がある。	オ：1,806 席 中：1,030 席 小：～468 席	公益財団法人新国立劇場運営財団	1997 年
⑧	歌舞伎座（中央区）	明治22年に近代劇場として設立される（第1期）。関東大震災で焼失した後、昭和25年に再建（第4期）。現在は第5期歌舞伎劇場	1,808 席	株式会社歌舞伎座	2013 年
⑨	有明アリーナ （江東区）	東京2020会場として東京都が整備 現在は屋内競技施設・イベント施設として使用	15,000 席	株式会社東京有明アリーナ	2020 年



図3-6 東京都区部の主な劇場・ホール

**参考事例**：都立の劇場・ホール

## 東京文化会館

所管：東京都生活文化スポーツ局

指定管理者：公益財団法人東京都歴史文化財団

所在地：台東区上野公園5-4-5

開館：昭和36(1961)年4月

建築概要：

本館：鉄骨鉄筋コンクリート造

地下1階 地上4階

新リハーサル棟：鉄骨鉄筋コンクリート造

地下2階 地上1階

設計者：前川國男建築設計事務所

特徴：昭和36年の開設以来、音響のすばらしさを内外の演奏家に絶賛される日本を代表する音楽・舞台芸術の拠点

目的：芸術文化拠点としての役割を果たすことを目的として、多彩な主催事業を展開



外観



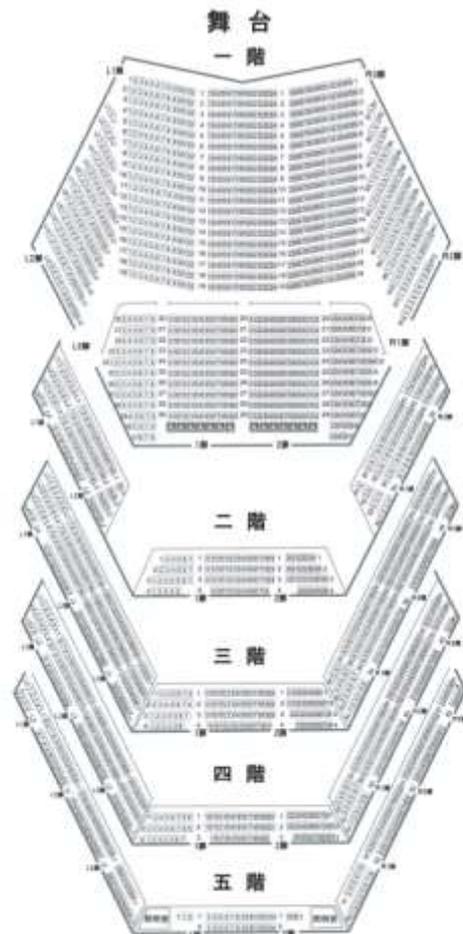
大ホール (2,303席)



小ホール (649席)



小ホール 座席表



大ホール 座席表

画像：東京文化会館 HP (<https://www.t-bunka.jp/>) より

参考事例：都立の劇場・ホール

## 東京芸術劇場

所管：東京都生活文化スポーツ局

指定管理者：公益財団法人東京都歴史文化財団

所在地：豊島区西池袋1-8-1

開館：平成2(1990)年10月

建築概要：鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造

地下4階、地上10階

設計者：芦原義信

特徴：世界最大級のパイプオルガンを備えた大ホールの他、特色ある3つのホールを持つ劇場

目的：東京都の音楽・舞台芸術を代表する「顔」として、長期的な視点に立った「芸術文化の創造発信」「人材育成・教育普及」「賑わい」「国際文化交流」のそれぞれの拠点となり、都民の期待に応えられる劇場を目指している



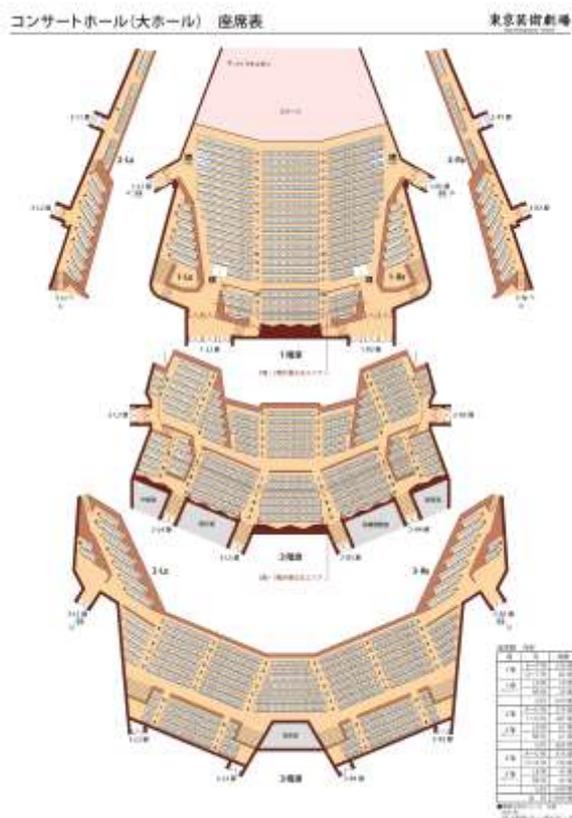
外観



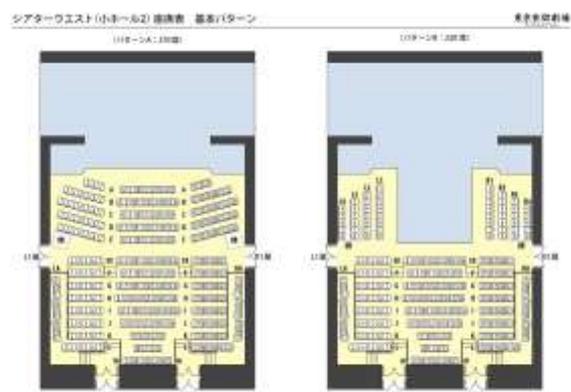
コンサートホール (1,999 席)



シアターウエスト (小ホール2 220~278 席)



コンサートホール 座席表



シアターウエスト 座席表

画像：東京芸術劇場 HP (<https://www.geigeki.jp/>) より

<日比谷公会堂に必要な観客用トイレへの対応>

現状のトイレの課題

- ・ 建築基準法既存不適格（避難階段への接続）
- ・ 2階多目的トイレ以外のトイレへのアクセスは階段のみ。車椅子対応は1カ所のみ。
- ・ 館内に分散して配置されている。
- ・ ベビーチェア、ベビーベッド、手摺等の設備無し。



図 3-7 現状中間階・女子トイレ



図 3-8 現状中間階・男子トイレ



図 3-9 現状3階男子トイレ



図 3-10 現状2階多機能トイレ

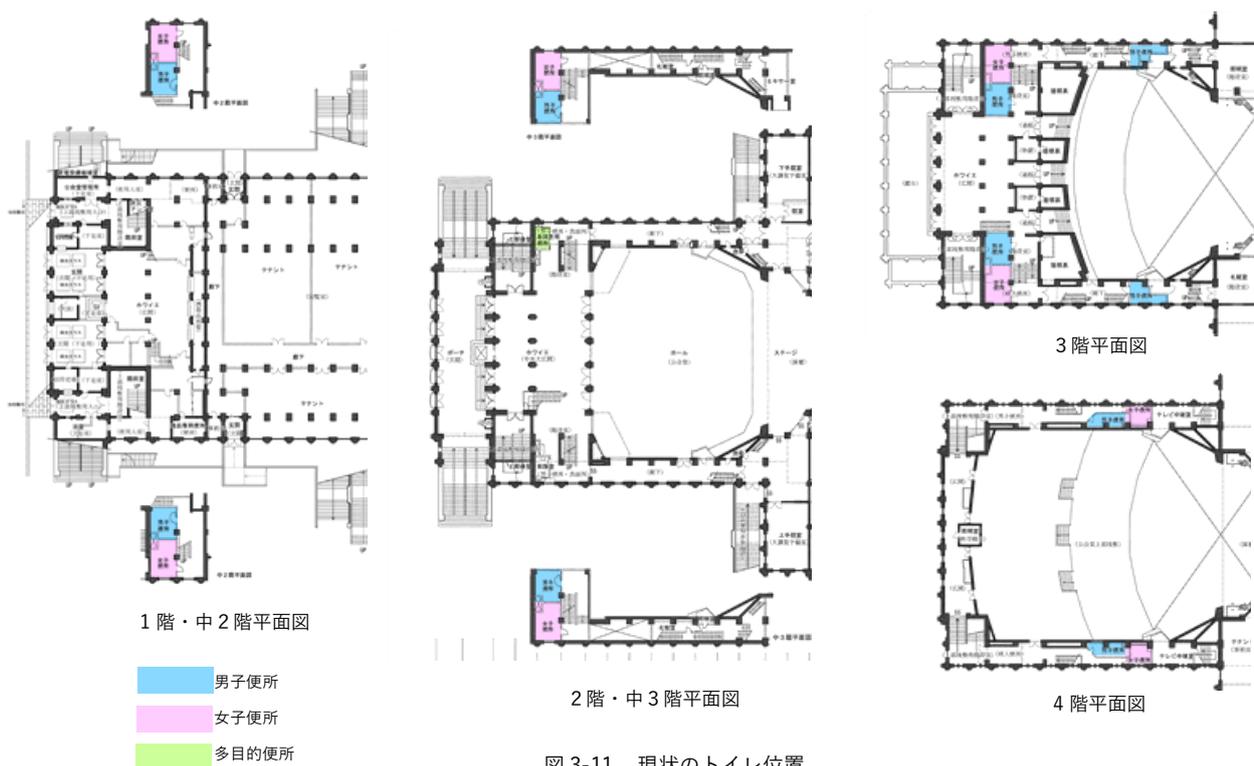


図 3-11 現状のトイレ位置

トイレ器具数の検討

□トイレの器具数の検討

- ・トイレの器具数は、より実状に即した算定法である「空調調和・衛生工学会 衛生器具の適正個数算定方法」に基づき計画します。
- ・商業場法及び関連条項から算出される器具数は必要条件と捉え、満たすべき基準として設定します。

●基準01 ● 興行場法、興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例及び同施行規則に基づく算定

トイレ器具数の算定条件（商業場法、商業場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例ほか）

【客席面積】上階（3～4階）：537㎡、下階（2階）：513㎡（⇒ 合計1,050㎡）

- ・上記条件及び商業場法及び関連条項に基づく、商業場法及び関連条項による条件は以下の二点にまとめられる。

① 男女の器具数の合計が48基以上となるよう計画する。

$$(\text{算定式}) (300\text{㎡} + 15\text{㎡/基}) + (300\text{㎡} + 20\text{㎡/基}) + (300\text{㎡} + 30\text{㎡/基}) + (150\text{㎡} + 60\text{㎡/基}) = 48\text{基}$$

② 男子用小便器5基に対し、大便器が1以上となるよう計画する。

※ 男女比については他事例を参考に設定を行い、「ほぼ同数」とする条件は考慮しない。

（参考）「興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則」より抜粋

第七條 条例第九條第五号に規定する便所の構造等の基準は、次に定めるところによる。

（中略）

二 便器の数は、別表第一に掲げる基準以上に設置すること。（中略）

三 便器の数は、男子用と女子用は、ほぼ同数とし、男子用小便器五以内ごとに男子用大便器一を設けること。ただし、興行場の規模、規模または用途により、男子用便器数と女子用便器数との比率を変えることができる。（以下略）

別表第一（第七條関係）便器の設置基準

観覧場床面積の合計 （単位：平方メートル）	観覧場床面積に対する 便器の数
三百以下の部分	十五平方メートルごとに一
三百を超え六百以下の部分	二十平方メートルごとに一
六百を超え九百以下の部分	三十平方メートルごとに一
九百を超える部分	六十平方メートルごとに一

●基準02 ● 空調調和・衛生工学会 衛生器具の適正個数算定法に基づく算定

- ・他事例を参考に以下の条件を設定すると、適正個数算定法による必要器具数は下表の通りまとめられる。

トイレ器具数の算定条件（適正個数算定法）

【利用特性】既定利用形（集中利用形）・定員形 [男女比] 男性：女性＝4：6（※他事例を参考に想定）

【客席数】 上階（3～4階）：668席 ⇒ 男性267席・女性401席、下階（2階）：560席 ⇒ 男性224席・女性336席（⇒ 合計 1,228席）

Lv1	男性		女性		Lv2	男性		女性		Lv3	男性		女性		
	小便器	大便器	洗面器	便器		洗面器	小便器	大便器	洗面器		便器	洗面器	小便器	大便器	洗面器
上階	6	4	4	15	6	5	3	4	13	6	5	2	3	12	5
下階	6	4	4	12	5	5	3	4	11	5	4	2	3	10	4
合計	12	8	8	30	12	10	6	8	26	12	9	4	6	24	10
※合計便器数：47基 ⇒ ×基準01を満たさない					※合計便器数：40基 ⇒ ×基準01を満たさない					※合計便器数：35基 ⇒ ×基準01を満たさない					

⇒ 上階（既存建物）の面積が限られるため、不足分を下階で補う方針とします。

●基準03 ● バリアフリー対応について

- ・バリアフリーに関連する各種法令の他、公園トイレ設計の手引き等に基づき、各便所には以下の施設を設けます。

（男子トイレ）

- ・小便器用手摺（各1箇所）
- ・大便器用L型手摺（全数）
- ・ベビーチェア（各1箇所）
- ・ベビーベッド（各1箇所）
- ・整着オストメイト（各1箇所）
- ・手洗い用手摺（1箇所）

（女子トイレ）

- ・大便器用手摺（全数）
- ・ベビーチェア（各1箇所）
- ・ベビーベッド（各1箇所）
- ・整着オストメイト設備（各1箇所）
- ・手洗い用手摺（1箇所）

計画	男性		女性		だれでも トイレ等	
	小便器	大便器	洗面器	便器		洗面器
上階	2	1	2	6	4	9
下階	8	4	6	19	8	2
合計	10	5	8	25	12	11
※合計便器数：51基 ⇒ ○基準01を満たす						

（多機能トイレ）

- ・顕上手摺（全数）
- ・L型手摺（全数）
- ・ベビーベッド（全数）
- ・ベビーチェア（全数）
- ・カーテンレール（全数）
- ・大型ベッド（内1箇所）
- ・オストメイト設備（内1箇所）

図3-12 トイレ器具数の検討（令和5年度修正設計その2報告書（佐藤総合計画））

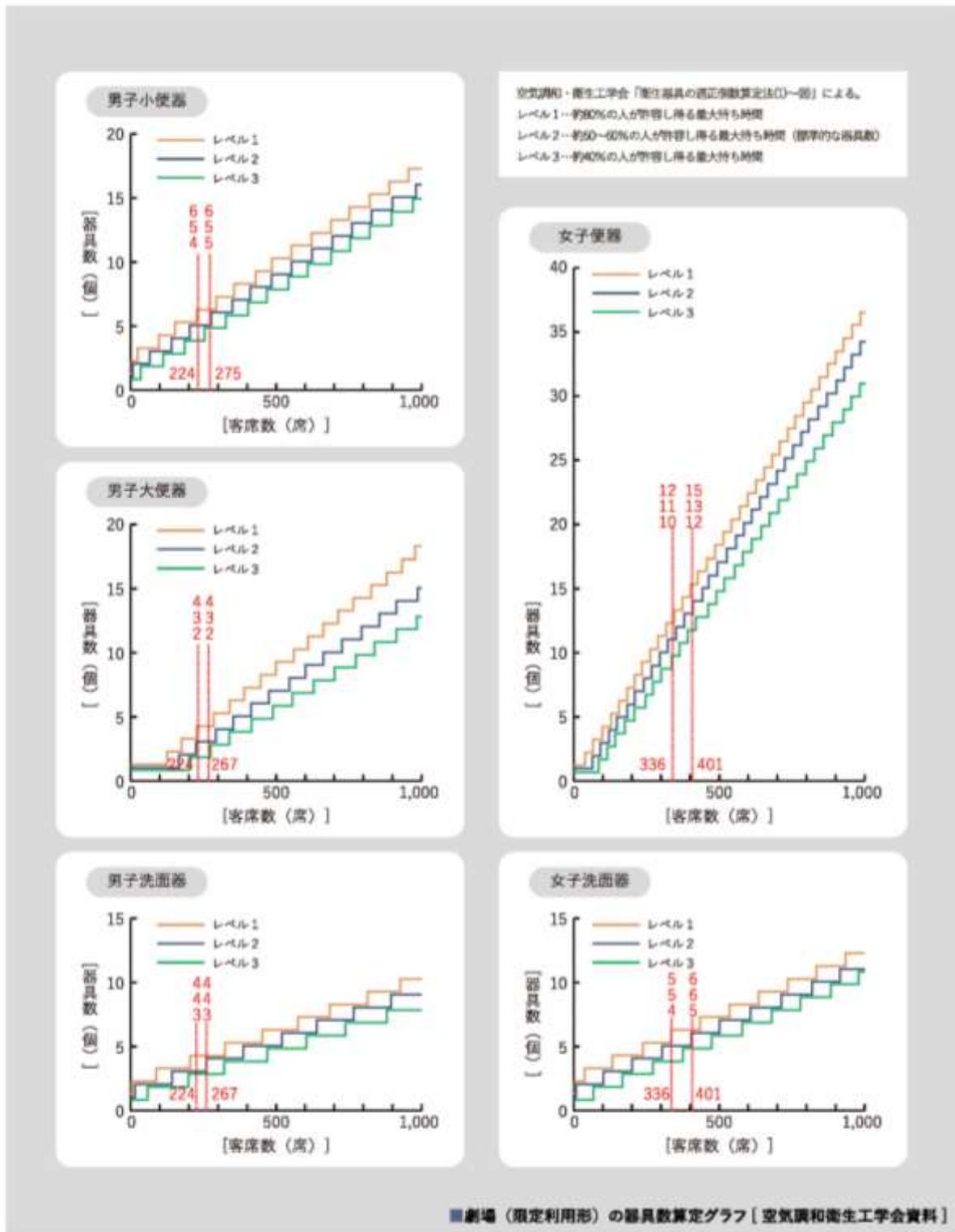


図3-13 トイレ器具数の検討（令和5年度修正設計その2報告書（佐藤総合計画））

日比谷公会堂のトイレ配置と座席数

【方針】

- 1.ホール面積を当初より 150 m<sup>2</sup>程縮小し、必要トイレ個数を 48 個とする。
- 2.ホール面積の縮小により余裕のできたスペースにホワイエや廊下側に配置していた調整室や予備室を入れることで、建物内にトイレを配置できるスペースを増やす。

トイレ配置案 (令和5年度修正設計その2報告書(佐藤総合計画))

計画	男性			女性		だれでも トイレ等
	小便器	大便器	洗面器	便器	洗面器	
上階	2	1	2	6	4	9
下階	8	4	6	19	8	2
合計	10	5	8	25	12	11

※合計便器数：51基

図3-14 トイレ器具数

■ 多目的トイレ   
 ■ 男子トイレ   
 ■ 女子トイレ   
 ■ オールジェンダー

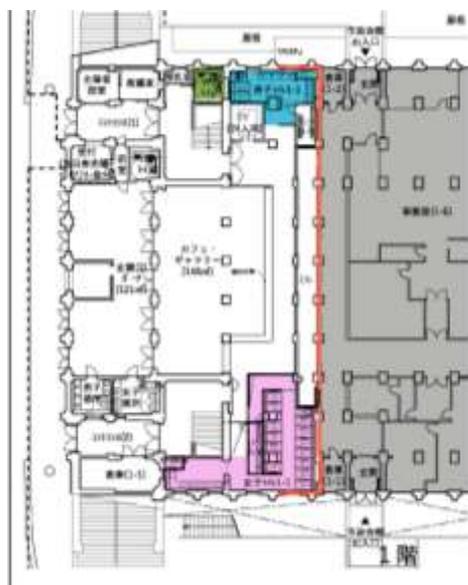


図3-15 1階平面図



図3-16 2階平面図

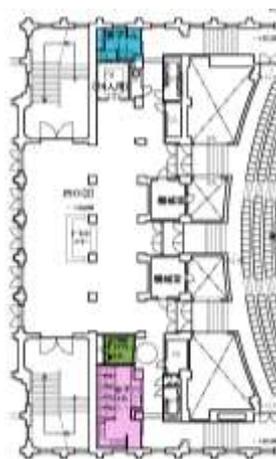


図3-17 3階平面図

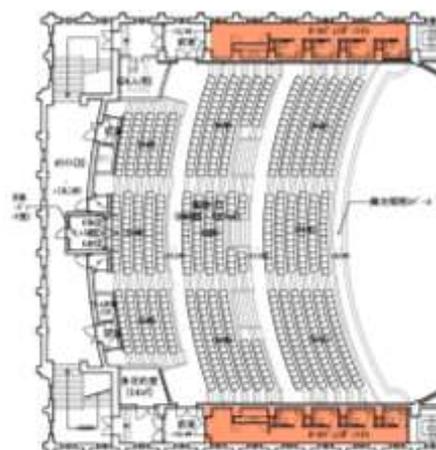


図3-18 4階平面図

<バックヤードスペースの拡張>

現状と課題

- ・現在のバックヤードは約 1200 m<sup>2</sup>で、平均的な多目的ホールに比較して半分程度しかない。
- ・リハーサル室がなく、楽屋（化粧室）は狭隘かつ階段での移動が必要である。
- ・舞台のある2階への搬入EVが無い。
- ・1階の玄関・ホワイエ部分に管理スペースがあり、エントランス空間を阻害している。



図 3-19 現状下手控室



図 3-20 現状上手舞台裏

バックヤード拡張面積の目安

単独ホールのバック部分面積の平均値は、パブリック面積：バック面積=63：37

公会堂床面積：4842 m<sup>2</sup>、現在のバックヤード面積：1211 m<sup>2</sup>

(パブリック面積：バック面積=4：1程度)

必要パブリック面積の目安：3773 m<sup>2</sup> (4842- (1211-142\*)) → 必要バックヤード面積の目安：2216 m<sup>2</sup>

→バックヤード不足面積の目安：2216-1069=1147 m<sup>2</sup>

※一階ホワイエ事務室、掃除用具室等の面積 (142 m<sup>2</sup>) は本来パブリックスペースであるホワイエ部分にあり、移設を検討しているので現在のバックヤード面積から除いた値とした。

参考：日本建築学会編「多目的ホールの設計資料」1993年



図 3-21 現状バックヤード部分 1階平面図

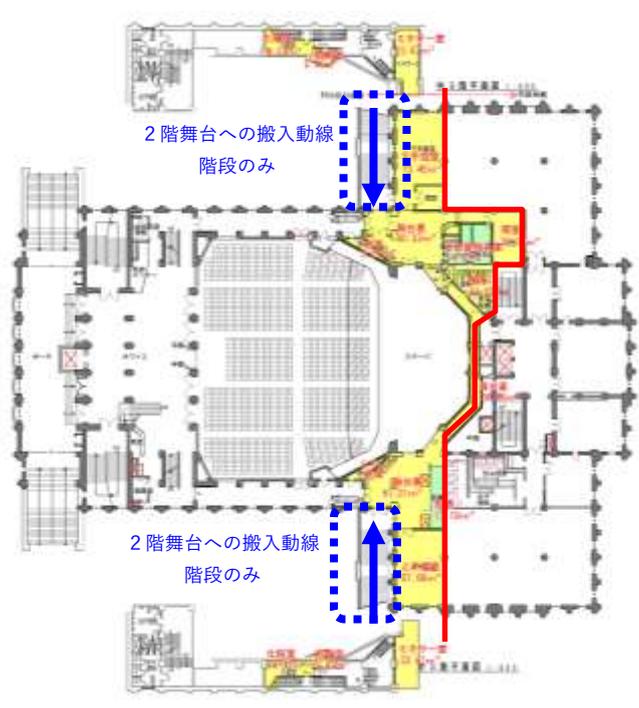


図 3-22 現状バックヤード部分 2階平面図

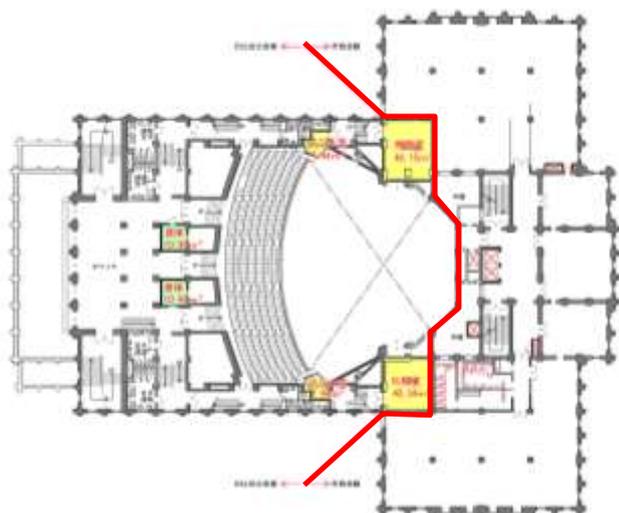


図 3-23 現状バックヤード部分 3階平面図

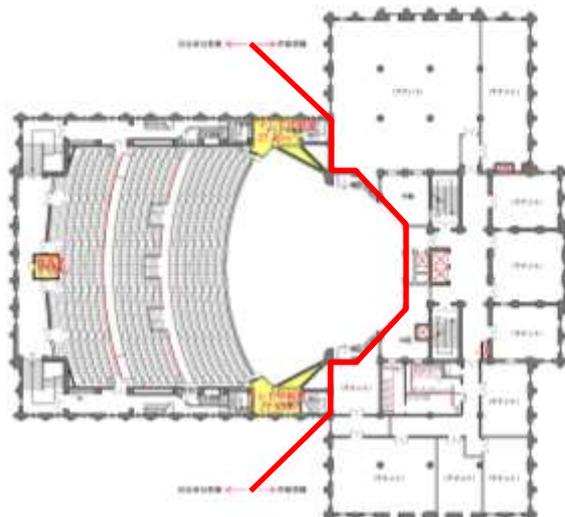


図 3-24 現状バックヤード部分 4階平面図

バックヤードスペースの拡張規模と新たに追加する機能

- ・多目的ホール機能に加え、日比谷公会堂の活用のために必要な機能向上のため、前述のバックヤード拡張面積の目安に基づき、バックヤードスペースを約 1000 m<sup>2</sup>拡張する。ホワイエ空間を阻害していたバックヤード機能は、拡張したスペースへ移設し、ホワイエ空間に新たな機能の追加を検討する。

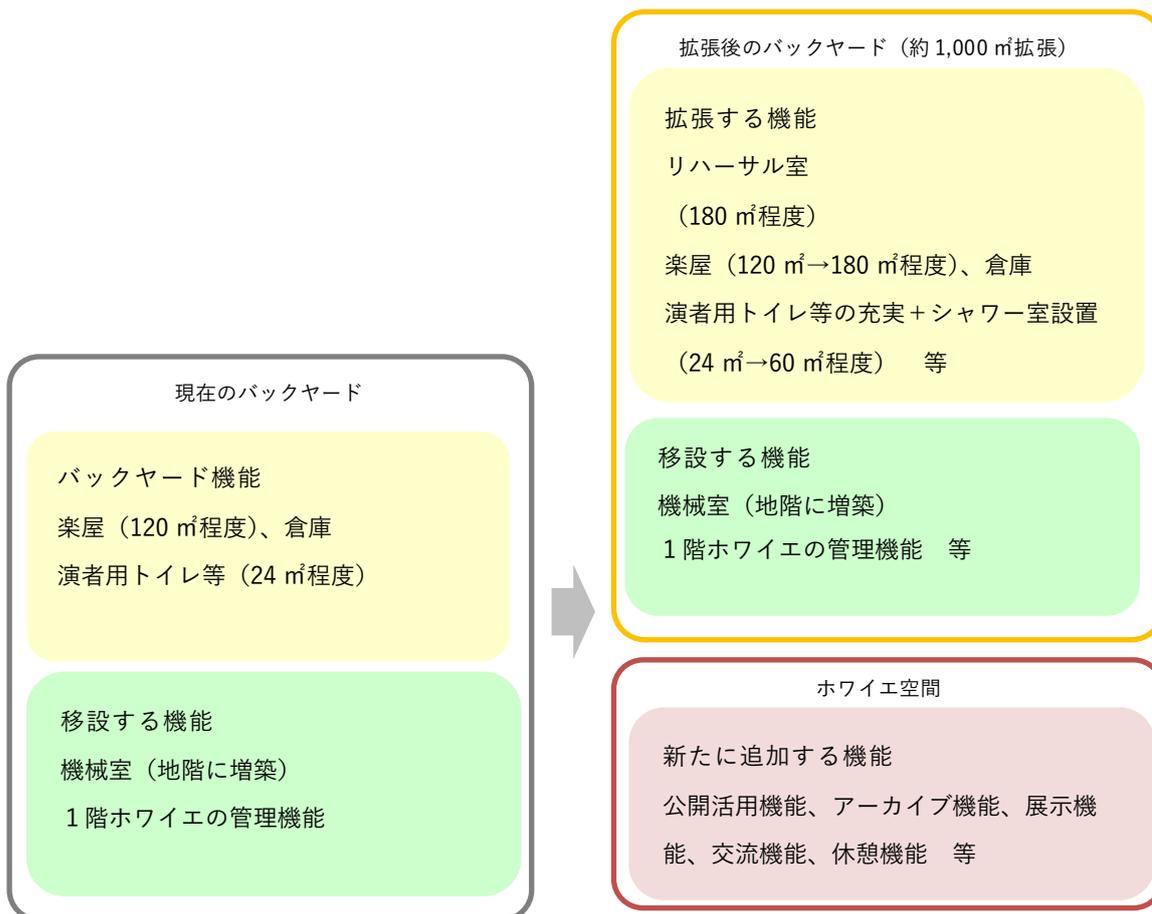


図 3-25 バックヤード拡張案

拡張の検討

- ・ 1階から4階には転用できるスペースは無いため、市政会館使用床のうち、借り受けが可能な地階の約800㎡を新たなバックヤードスペースとして想定。
- ・ この場合、地階から2階まで移動用エレベーター及び階段が必要（搬出入エレベーターと兼用）となる。
- ・ リハーサル室棟を増築する。
- ・ 移動用エレベーター及び階段は、1階が市政会館使用部分にあたり、地階から2階まで貫通する区画の確保は困難なため、建物周縁部に設置することが必要である。



図3-26 地階平面図

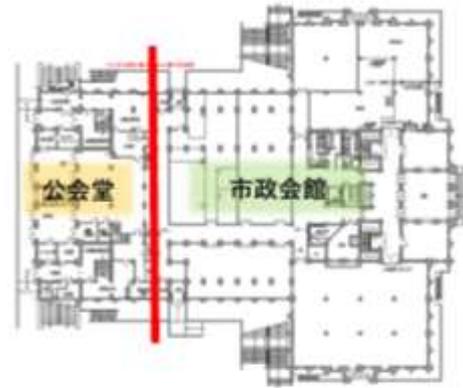


図3-27 1階平面図

<移動用エレベーター・階段設置位置の検討>

- ・ 移動用エレベーター・階段の配置について、文化財的価値への影響や利便性・安全性向上、市政会館運営への影響等の観点から検討し、東側に設置し、既存搬入出階段へ接続させる方向で検討する。

エレベーター設置に当たっての考慮事項

- 文化財保護：当初の仕様が残る部分については可能な限り手を加えない。  
外観への影響を可能な限り小さくなるよう配慮する。
- 利便性・安全性：演者及び資機材の移動を伴うためステージに近いエリアとする。  
資機材搬入ができる駐車・作業スペースがある。
- 市政会館運営：テナント居室の環境に配慮する。

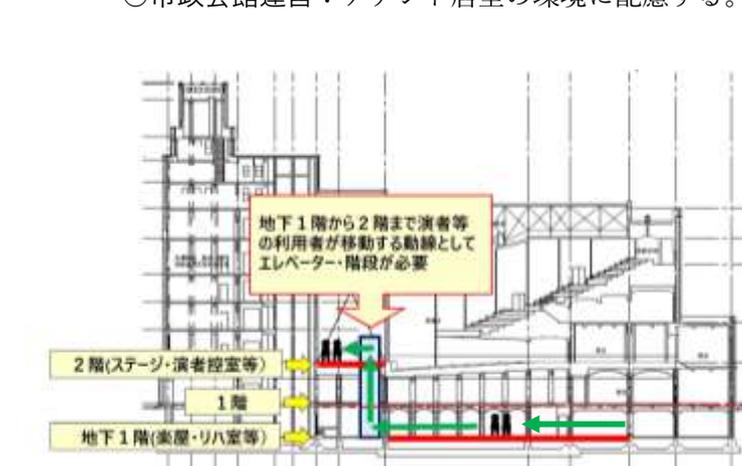


図3-28 断面図

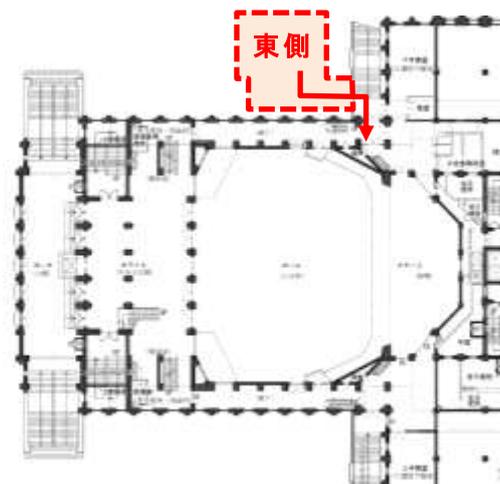


図3-29 2階平面図

### 3. 公開計画

#### (1) 建造物の公開

公開計画基本方針：

市政会館及び日比谷公会堂の建築的特徴が分かる範囲を積極的に公開する。

以下の場所の公開を検討する。

#### 市政会館

##### ・玄関ホール、時計塔、陸屋根

玄関ホールや時計塔は市政会館及び日比谷公会堂の大きな特徴の一つであり、定期的に建物見学会を行っている。

#### 日比谷公会堂

##### ・1階ホワイエ、2階・3階ホワイエ、ホール、3階テラス、その他バックヤード

ホール使用時は、見学可能範囲が限られるが、使用していない時は積極的に公開することを検討する。

なお、文化財の公開・活用の観点から、上記の公開を実施する場合には、防災・防犯対策や見学方法、建物管理、職員配置などの課題の解決が必要である。

#### (2) 関連資料の公開

多数残されている建設当初の設計図・古写真・催事資料・その他資料等の公開を行う。



<古写真>



<催事資料>



<竣工図>

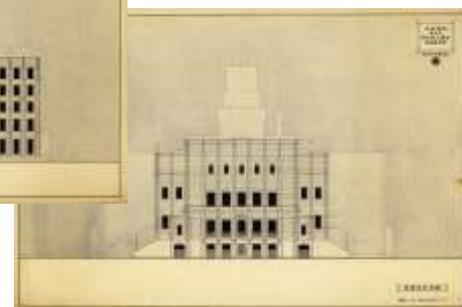


図 3-30 関連資料の例

#### 4. 市政会館及び日比谷公会堂活用イメージ

市政会館及び日比谷公会堂の活用基本方針及び整備目標に基づき、イメージ図を作成した。

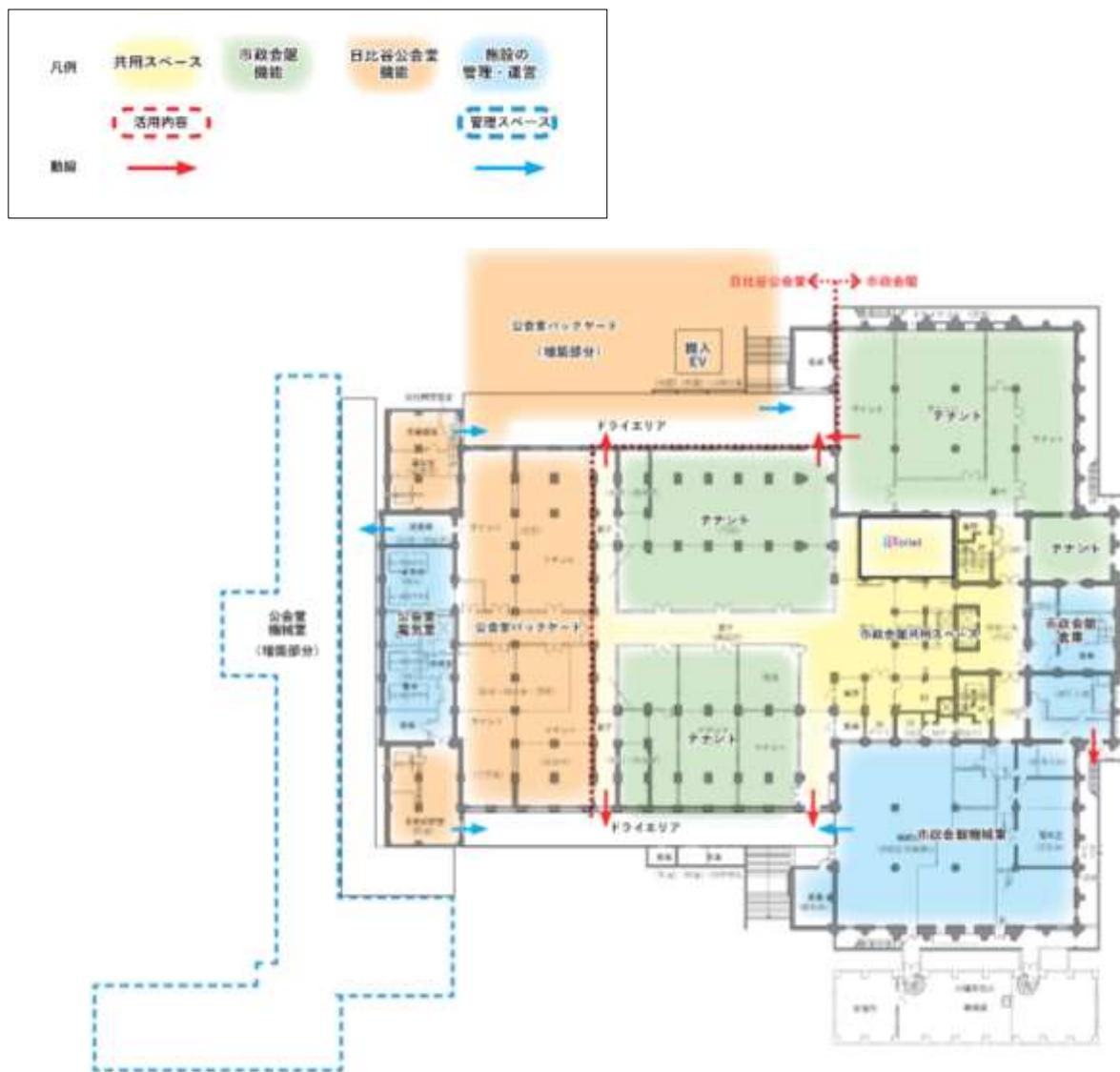


図 3-31 活用イメージ 地階平面図



図 3-32 活用イメージ 1階平面図

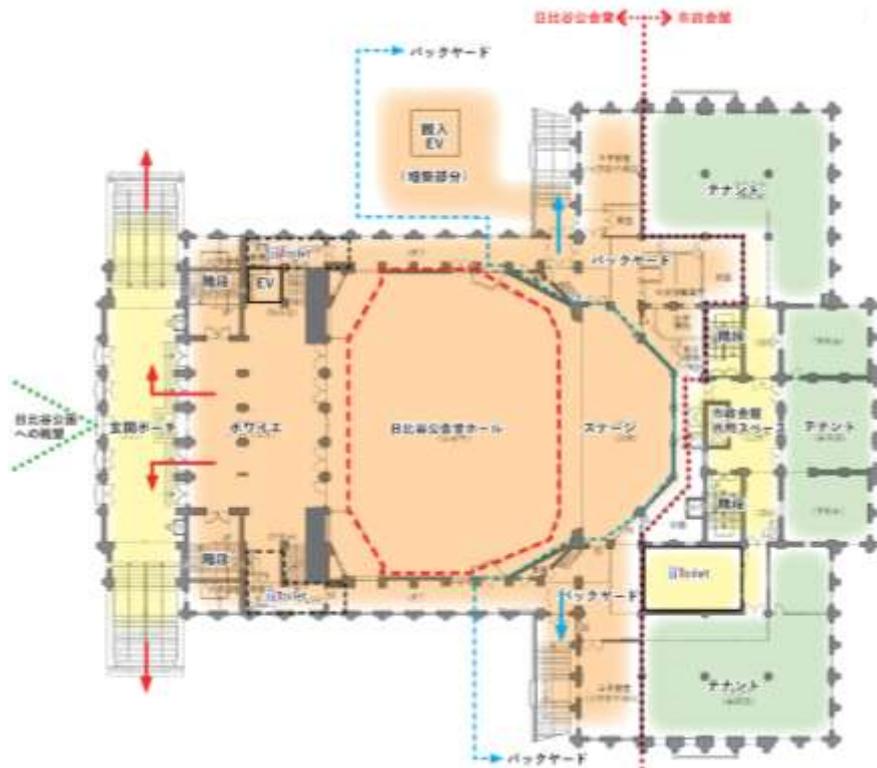


図 3-33 活用イメージ 2階平面図

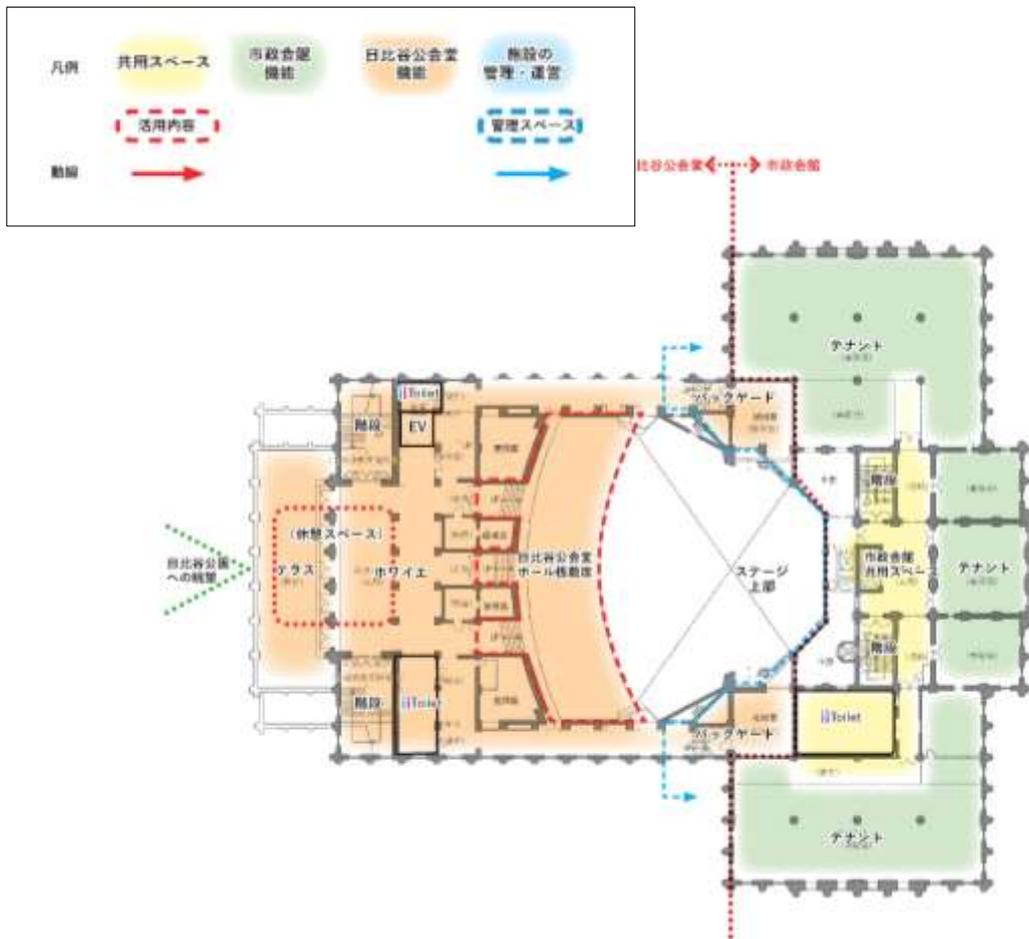


図 3-34 活用イメージ 3階平面図

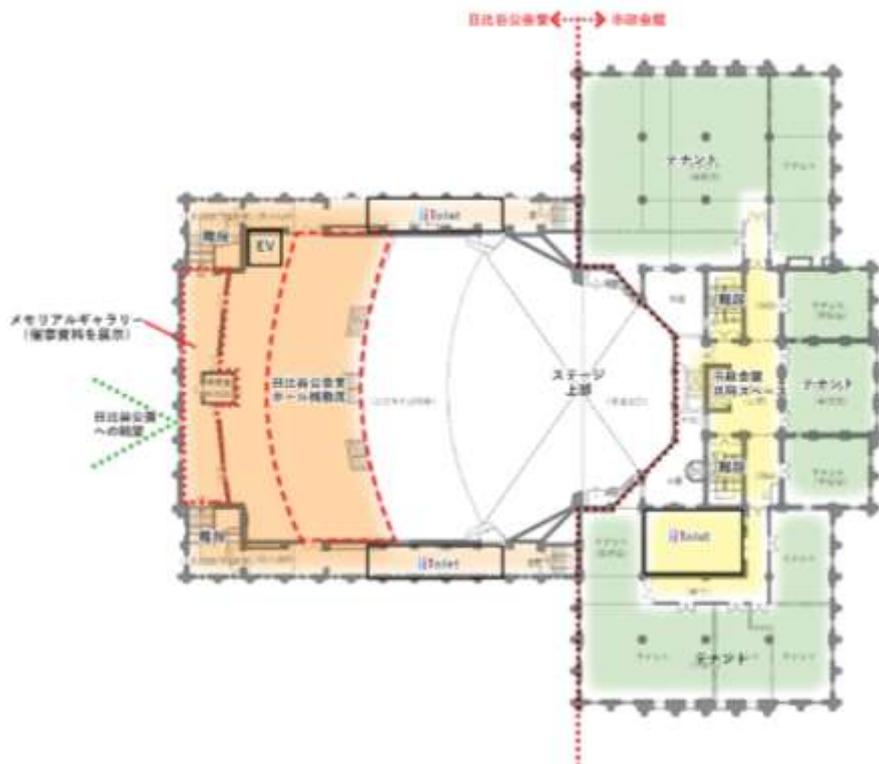


図 3-35 活用イメージ 4階平面図



図 3-36 活用イメージ 5階平面図

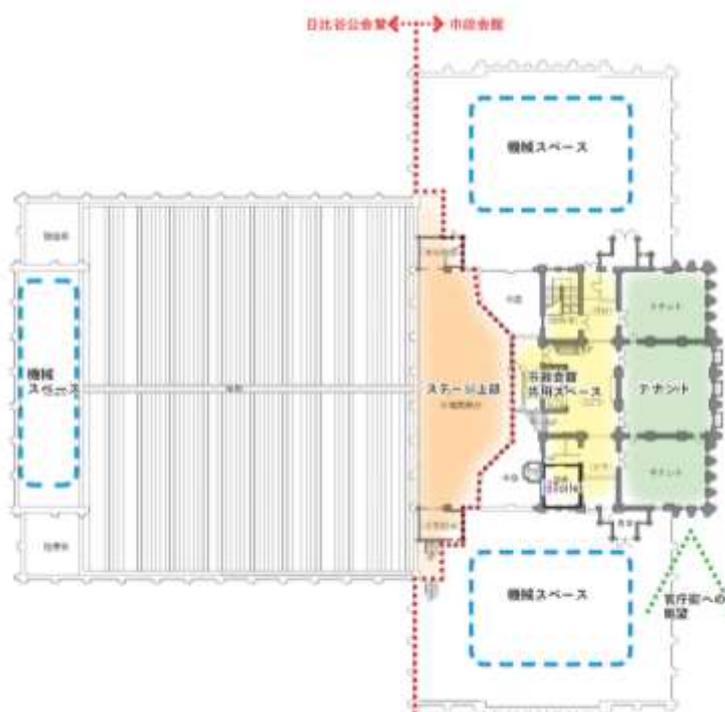
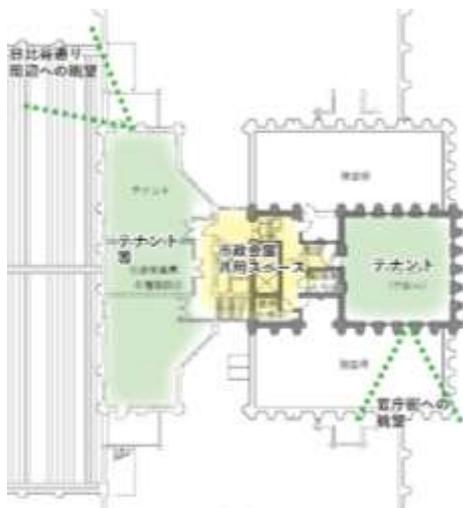


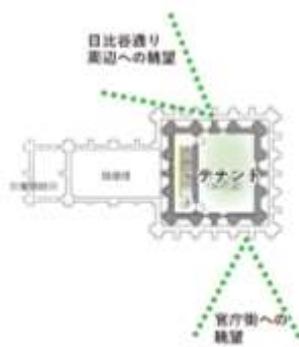
図 3-37 活用イメージ 6階平面図



7階平面図



8階平面図



9階平面図



塔屋平面図

図3-38 活用イメージ 塔屋平面図



図 3-39 活用イメージ 南立面図

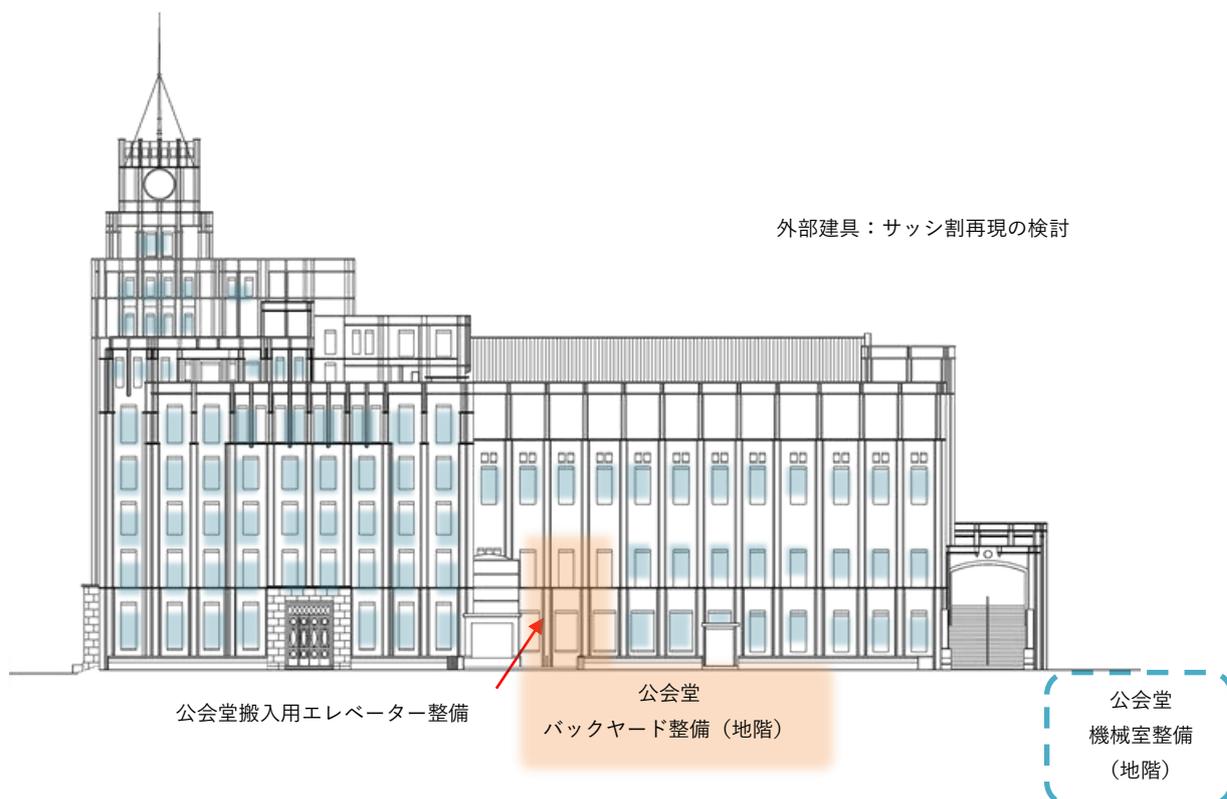


図 3-40 活用イメージ 東立面図

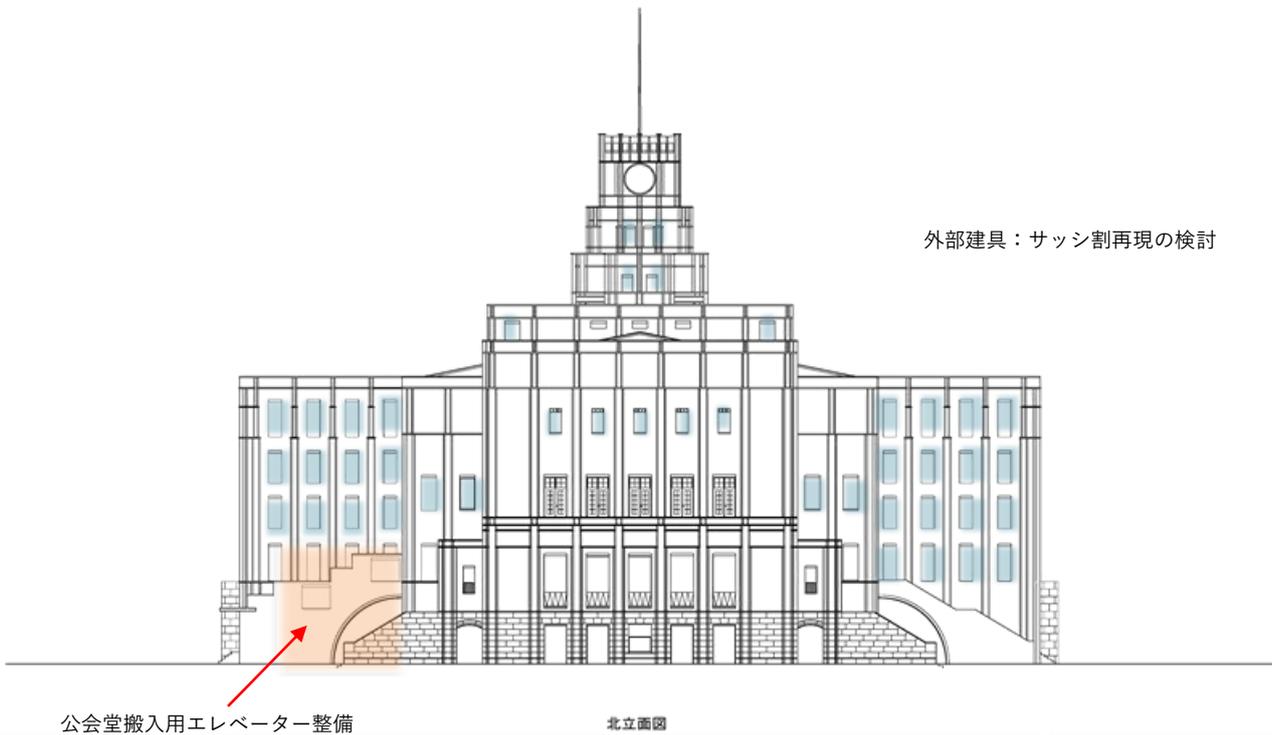


図3-41 活用イメージ 北立面図

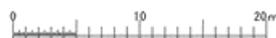
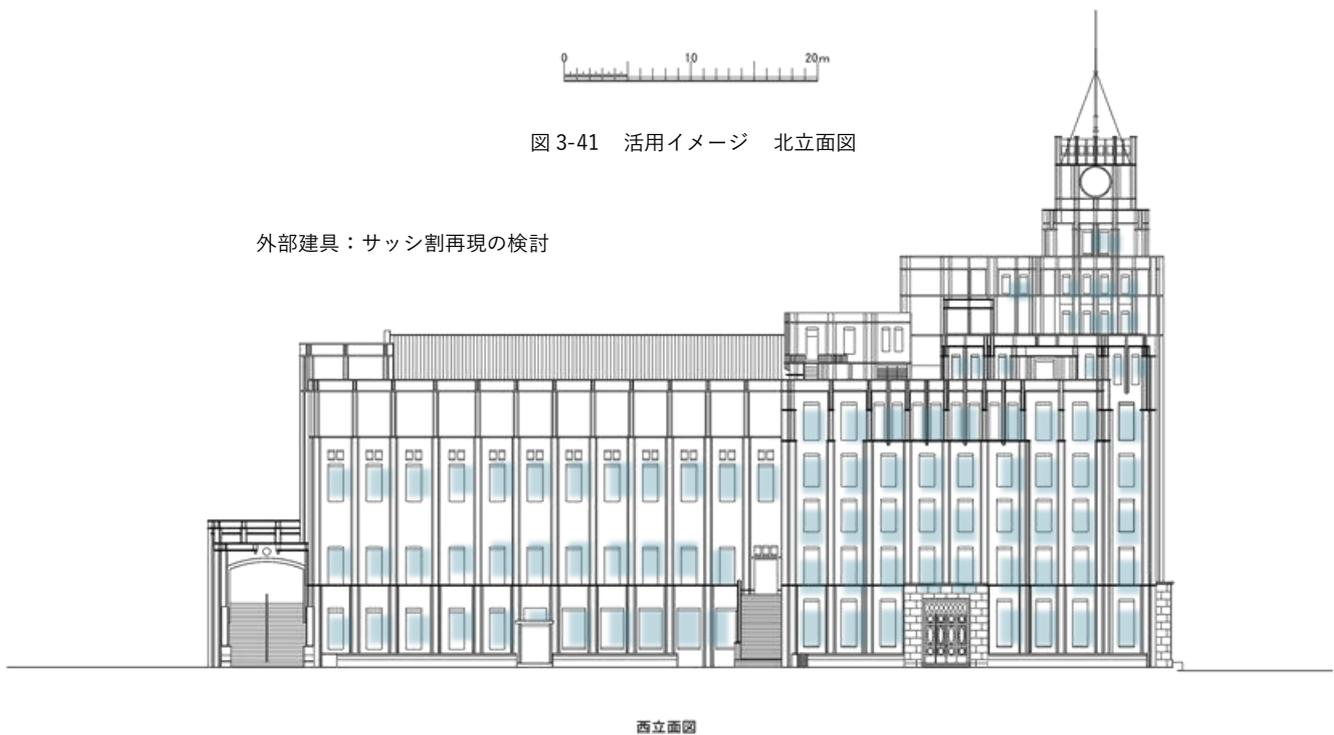


図3-42 活用イメージ 西立面図

参考：搬入用エレベーター棟外観イメージ図



図 3-43 増築棟外観イメージ図（佐藤総合計画作成）

※外装等は今後の設計で検討するため、図は増築の位置、建物のボリュームを示している。

